

〔教育職員免許状〕

履修登録にあたっての注意

教育職員免許状の取得希望者は、教育職員免許法施行規則に定める「教職実践演習」(4年次後学期必修科目)を受講するため、1年次から「履修カルテ」(ポートフォリオ)を作成することが義務付けられており、四年間を通じた計画的な学修が必要である。したがって、原則として教職課程に登録を1年次に行っていない者は、教育職員免許状の取得はできない。

◎本学の教員養成理念

自ら学ぶことを通して生徒の学びを支援し、科学的知見及び幅広い社会的視野に根差した教養を身につけ、地域社会やひとびとの生活にもまなざしを向けられる教員を養成する。

◎社会福祉学部教員養成理念

教科指導はもちろんのこと、現代社会に不可欠の福祉的な発想と教養を備え、ソーシャルワークの対人援助技術を身につけた教員を養成する。

◎環境ツーリズム学部教員養成理念

社会科学的知見と幅広い教養に裏づけられ、地域社会に貢献しうる問題発見、解決能力のある使命感・責任感、社会性と指導力を持つ教員を養成する。

◎企業情報学部教員養成理念

社会科学と情報科学の知見に裏づけられた課題発見・問題解決能力を備えた教員を養成する。

◎取得可能な免許状

学部	教育職員免許状の種類	免許教科
社会福祉学部	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	公 民 地理歴史
	特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者
環境ツーリズム学部	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	公 民 地理歴史
企業情報学部	高等学校教諭一種免許状	情 報
小学校教員養成特別プログラム(3学部共通)	中高教員免許取得予定学生を対象に、協定校(玉川大学教育学部教育学科)の通信教育課程を履修、単位修得することで、小学校教諭二種免許状を取得が可能。 ※このプログラムの受講にあたり、2年次後学期に選抜がある。 ※別途授業料(約32万円)が必要。	
多様な教員人材育成修学プログラム(3学部共通)	長野大学卒業後に上越教育大学大学院への進学を条件に、学部3,4年生の段階から上越教育大学の小学校教諭免許状取得に係る科目の一部を先行して受講することが可能。	

1. 免許資格取得要件

免許状の種類 (教科)	基 礎 資 格	教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目	教育職員免許法に定める科目		
			A・B	C	D
①中学校教諭一種免許状(社会)	学士の学位を有すること	8単位	28単位	27単位	4単位
		介護等体験が必要(詳細は6. 介護等体験の履修を参照のこと)			
②高等学校教諭一種免許状(公民、地理歴史、情報)	学士の学位を有すること	8単位	24単位	23単位	12単位
③特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者)	学士の学位を有すること及び普通免許状を有すること	上記A～Dの他に特別支援教育に関する科目26単位			

※本学における最低修得単位は法令を上回る科目があるので、2019年度生以降は、教科ごとに科目表を参照のこと。

※A・B:教科及び教科の指導法に関する科目(A:教科に関する専門的事項 B:各教科の指導法) C:教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目 D:大学が独自に設定する科目

2. 履修の基本

(1)教育職員免許法施行規則(66条の6)に定める科目【8単位】

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」について、各2単位を修得すること。

(2)「教科に関する専門的事項」(A)【最低修得単位 20単位】

教師になって担当する具体的な教科の知識修得を目的とした科目(専門科目)である。これは、各学部・各学科に設置されている科目である。

(3)「各教科の指導法」(B)【最低修得単位 中学校:8単位・高等学校:4単位】

学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解するとともに、基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける科目である。

(4)「教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目」(C)【最低修得単位 中学校:27単位・高等学校:23単位】

教師になるための資質の向上を目的とした科目である。本学では教育職員免許法及び同施行規則に則り、当該科目群を定めている。なお、履修科目表一覧の「☆」の科目は卒業単位に算入されないので注意すること。

(5)「大学が独自に設定する科目」(D)【最低修得単位 中学校:4単位・高等学校:12単位】

「A・B」及び「C」のそれぞれの修得単位数が、中学校教諭一種免許状及び高等学校一種免許状を取得するためのそれぞれに必要な単位数を超えた場合には、その単位を「大学が独自に設定する科目」の単位数に含めることができる。

ただし、異なる免許の科目をこれにあてる(例えば福祉科教育法を中学の免許のために用いる、社会科・地歴科教育法を高校(公民)の免許のために用いる等)ことや「教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目」をあてることはできない。よって、複数の免許を取得する場合、免許ごとによく確認すること。

(6)履修カルテについて

4年次後学期には、それまでの教職課程での学びを振り返り総括する「教職実践演習」を履修しなければならない。したがって、課程登録者は、教職実践演習で用いる振り返りの資料として、1年次より「履修カルテ」(ポートフォリオ)を作成する必要がある。

履修カルテには、各学期に一度、教職課程での学びを課程登録者が総括し記入を行う。課程登録者は、ガイダンスで代用している。履修カルテへの記入は、学生自身がWeb上で行い、その管理は学生が責任を持って行うこととする。

なお、教職実践演習開始時までには履修カルテの必要事項に記載漏れがあったり、履修カルテのデータファイルを紛失した等の理由で学びの振り返りと総括に支障があると判断される場合は、教職実践演習の履修を認めないことがあるので、履修カルテの記入や管理については十分に注意すること。

(7) 中学校教諭一種免許状(社会)を取得する際の前提科目(「社会科指導法基礎」)について

中学校教諭一種免許状(社会)の取得に際して必修科目となっている社会科・地歴科教育法A・Bおよび社会科・公民科教育法A・Bについては、原則として、1年次から履修できる「社会科指導法基礎」において単位が認定されている場合に限り履修登録をすることができる。なお、高等学校各種免許についてはこの限りではない。

3. 教育実習について

4年次に、中学校教諭免許については、原則として4週間、高等学校教諭免許、特別支援学校教諭免許については2週間実施する。中学校と高等学校の両免許を希望する場合は、原則として中学校で4週間実施する。

(1)教育実習履修の条件

- ①1年次より学期ごとに開催される教職ガイダンスに必ず出席し、必要な事務手続きを済まさないといけない。なお、日時はその都度指定の方法にて案内する。
- ②「教職概論」、「教育学概論」、「教育心理学(教育・学校心理学)」、「教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法」、「各教科教育法」(教科の指導法に関する科目)の単位を修得しておく必要がある。
- ③学業成績が悪い場合は教育実習の履修を認めないことがある。
- ④「教育実習指導」の出席が十分でなく、かつ、「模擬授業」を十分に行えない場合は教育実習を延期すること、または履修を認めないことがある。
- ⑤特別支援学校教育実習については、その前提科目である「特別支援学校教育実習指導」(3年次)を履修する必要がある。ただし、「特別支援学校教育実習指導」を履修するには、原則として2年次に「知的障害教育A・B」「肢体不自由教育A・B」「病弱教育A・B」を単位取得済みであることが必要である。
- ⑥本学が示す「教育実習生心得」および実習校が示す「実習の条件」等を十分に理解せず、それを守れないと判断される場合は、教育実習の履修を認めないことがある。
- ⑦毎年実施されている教育実習報告会、教職課程研究報告会に1年次より毎回参加しなければならない。また別途指定される他学年開講科目を聴講しなければならない。
- ⑧心身の健康管理に留意すること。心身の不調があるときは、教育実習前、又教育実習期間中であっても教育実習を中止することがある。

(2)実習校

- ①中学校教育実習は、上田市もしくは近隣地域にある中学校もしくは、出身校で行う。実習校は、担当教員との調整、指導を受けた上で、原則として教育実習を行う前年度の別に定める期間内に、自身が希望する実習校から内諾を得ることとする。
- ②高等学校教育実習は、原則として大学との協力校で行う。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、大学と協力校で調整のうえ、決定する。ただし、希望する免許状により、協力校で実習ができない場合もあり、その場合は別途指示する。
- ③特別支援学校教育実習は、基本的には長野県内の特別支援学校で行うこととするが、各人の希望等も踏まえた調整を行い、実習校を決定していく。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、原則として教育実習を行う前年度の別に定める期間内に、自身が希望する実習校から内諾を得ることとする。

4. 教職実践演習について

4年次後学期にそれまでの教職課程での学びを振り返り総括することを目的として実施される。なお、法令で定められる科目であるため、教員免許状の取得に際して必ず履修しなければならない。また、教職実践演習の履修にあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 教職実践演習の履修条件

- ①4年次後学期の時点で卒業見込み(残25単位以下)であり、教育職員免許状を取得見込みであること。
- ②「教育実習履修の条件」を満たしていること。
- ③担当教員の指導のもと、履修カルテに漏れなく記入がされていること。

5. 教職課程履修費について

種 別	学年	履修課程	納入金額(円)
教職課程履修費	1年次	中学社会、高校公民・地理歴史・情報・特別支援学校	2,000円
	2年次	中学社会、高校公民・地理歴史・情報・特別支援学校	2,000円
	3年次	中学社会、高校公民・地理歴史・情報・特別支援学校	6,000円
	4年次	①中学社会、高校公民・地理歴史・情報	12,000円
		②特別支援学校	9,000円
		①と併せて玉川大学との協定である「小学校教員養成特別プログラム」を受講する場合	10,000円
	履修年次	介護等体験履修費	15,000円

6. 介護等体験の履修

中学校教諭免許状を取得するためには「介護等体験(障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験)」の履修が必要である。

(1) 履修が必要な者

中学校教諭免許状を取得しようとする者および小学校教員養成特別プログラム参加者。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は必要ない。なお、環境ツーリズム学部で該当する学生は必修であるが、社会福祉学部の学生においては特別支援学校教諭免許状を同時に取得する場合は、介護等体験の履修に代えることができるため、原則として介護等体験の履修を認めない。

(2) 概要

①実施内容

ア. 障害者、高齢者等の介護または介助

イ. 障害者、高齢者等の話し相手、散歩の付き添いなどの交流体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など。

②実施施設

特別支援学校および社会福祉施設、またはその他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めたものに限る。

③期間

特別支援学校で2日間、社会福祉施設等で5日間、計7日間を原則とする。

④証明書の発行

介護等体験の際、学校または施設の長より介護等体験に関する証明書(所定の用紙による)を発行してもらう必要がある。なお、介護等体験における行動、態度、出席状況等によっては証明書が発行されない場合がある。発行された証明書は、教職センター事務室に各自コピーを取り原本を提出する。

(3) 実施年次

介護等体験は、2年次の履修を原則とする。

(4) 実施時期

長野県教育委員会ならびに長野県社会福祉協議会の計画に従うものとする。

(5) 手続きなど

必要な手続き、費用、情報等については、説明会・掲示等で指示する。

(6) 履修すべき科目及び手続きについて

当該事項については、教職ガイダンスにおいて説明を行うこととする。

		中学校課程（社会）	高校課程（地理・歴史）	高校課程（公民）	高校課程（情報）
演習・実習	4後	教職実践演習			
	4前	教育実習Ⅰ（中学）	教育実習Ⅰ（中学）または教育実習Ⅱ（高校）		教育実習Ⅱ（高校）
	3後	教育実習指導			
指導法等	3後	教育相談の理論と方法			
	3前	進路指導論			
		生徒指導論			
	2後	特別活動および総合的な学習の時間の指導法			
		教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法			
		道徳教育の指導法			
	2 ┆ 3	社会科・公民科教育法B		社会科・公民科教育法B	情報科教育法Ⅱ
		社会科・公民科教育法A		社会科・公民科教育法A	情報科教育法Ⅰ
		社会科・地歴科教育法B			
		社会科・地歴科教育法A			
	1後	社会科指導法基礎			
	1～4	各教科の専門事項			
基礎的理解 66条の6	2前	教育制度・経営　／　教育課程論			
	1後	教職概論　／　教育学（選択科目）　／　教育心理学（教育・学校心理学）			
	1前	教育学概論　／　特別支援教育概論			
	1～4	憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目（各2単位）			

教育職員免許法施行規則(第 66 条の6)に定める科目

社会福祉学部

中学校教諭一種免許状(社会)・高等学校教諭一種免許状(公民)(地理歴史)2025 年度用

教育職員免許法施行規則(第 66 条の6)に定める科目	免許法施行規則に定める 科目及び単位数						
	科 目	単位数	科 目	単 位	履修基準	取得年次	必要単位数
	日本国憲法	2	憲法	2	◎	1～	8 単 位 必 修
	体育	2	スポーツ実技Ⅰ	1	◎	1～	
			スポーツ実技Ⅱ	1	◎	1～	
	外国語 コミュニケーション	2	基礎英語Ⅰ	2	左記から2単位以上選択◎	1	
			基礎英語Ⅱ	2		1	
			英語(会話)Ⅰ	1		1～	
			英語(会話)Ⅱ	1		1～	
			英語(会話)Ⅲ	1		1～	
			英語(会話)Ⅳ	1		1～	
			英語(会話)Ⅴ	1		2～	
			英語(会話)Ⅵ	1		2～	
			ドイツ語Ⅰ	2		1～	
			中国語Ⅰ	2		1～	
			韓国語Ⅰ	2		1～	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	データサイエンス概論	2	◎	1～	

環境ソーリズム学部・企業情報学部

中学校教諭一種免許状(社会)・高等学校教諭一種免許状(公民)(地理歴史)(情報)2025 年度用

教育職員免許法施行規則(第 66 条の6)に定める科目	免許法施行規則に定める 科目及び単位数						
	科 目	単位数	科 目	単 位	履修基準	取得年次	必要単位数
	日本国憲法	2	憲法	2	◎	1～	8 単 位 必 修
	体育	2	スポーツ実技Ⅰ	1	◎	1～	
			スポーツ実技Ⅱ	1	◎	1～	
	外国語 コミュニケーション	2	基礎英語Ⅰ	2	左記から2単位以上選択◎	1	
			基礎英語Ⅱ	2		1	
			英語(会話)Ⅰ	1		1～	
			英語(会話)Ⅱ	1		1～	
			英語(会話)Ⅲ	1		1～	
			英語(会話)Ⅳ	1		1～	
			英語(会話)Ⅴ	1		2～	
			英語(会話)Ⅵ	1		2～	
			ドイツ語Ⅰ	2		1～	
			中国語Ⅰ	2		1～	
			韓国語Ⅰ	2		1～	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	データサイエンス概論	2	◎	1～	

教育の基礎的理解に関する科目

道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目

教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目

社会福祉学部・環境ツーリズム学部・企業情報学部

高等学校教諭一種免許状(公民)(地理歴史)(情報)2025年度生用

免許法令による科目群		免許法令による 単位数	科目	単位	履修基準	取得年次	必要 単位数	必要 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育学概論☆	2	◎	1～	最低修得単位23単位(必修を含む)ただし、本学では27単位	大学が独自に設定する科目から12単位
			教育学	2	○	1～		
			教職概論☆	2	◎	1～2		
			教育制度・経営☆	2	◎	2～		
			教育心理学(教育・学校心理学)	2	◎	1～		
			特別支援教育概論☆	2	◎	1～		
			教育課程論☆	2	◎	2～		
道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習(探究)の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法☆	2	◎	2～		
			教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法☆	2	◎	2～		
			生徒指導論☆	2	◎	3～		
			教育相談の理論と方法☆	2	◎	3～		
			進路指導論☆	2	◎	3～		
教育実践に関する科目	・教育実習	3	教育実習指導☆	1	◎	3		
			教育実習 2☆	2	◎	4		
	・教育実践演習	2	教職実践演習☆	2	◎	4		
大学が独自に設定する科目		12	道徳教育の指導法☆	2	○	2～		
			発達障害教育総論※1	2	○	1～		
			学校体験活動Ⅰ☆	1	○	1～		
			学校体験活動Ⅱ☆	1	○	2～		

(注)◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

※1 社会福祉学部のみ、卒業単位に算入するが、環境ツーリズム学部、企業情報学部は☆

教科及び教科の指導法に関する科目

企業情報学部

高等学校教諭一種免許状(情報)2025年度生用

免許法令による科目群			免許法令による 単位数	科目	単位	履修基準	取得年次	必要単位数	必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理	1 以上	ネットワーク社会論	2	◎	2～	最低修得単位 24 単位(必修を含む)	大学が独自に設定する科目から 12 単位
				情報と職業	2	◎	2～		
		コンピュータ・情報処理	1 以上	情報処理概論	2	◎	2～		
				オペレーティングシステム	2	○	2～		
				アルゴリズムとデータ構造(教職専門)	4	○	2～		
				コンピュータアーキテクチャ	2	○	2～		
				ソフトウェア開発論	4	○	1～		
				情報数学	2	○	2～		
				基礎プログラミング	4	1科目 ◎	1～		
				応用プログラミング	4		2～		
		情報システム	1 以上	データベース論(教職専門)	4	○	2～		
				経営情報システム論	2	○	2～		
				情報セキュリティ	2	○	1～		
		情報通信ネットワーク	1 以上	ネットワーク構築論(隔年開講)	2	◎	2～		
				インターネット・ビジネス論	2	○	2～		
				ネットワークプログラミング	2	○	2～		
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1 以上	マルチメディア論	2	◎	1～		
				情報デザイン	2	◎	2～		
				色彩学	2	○	2～		
				コンピュータグラフィックス	2	○	2～		
				画像処理論	2	○	2～		
				コマーシャルデザイン	2	○	1～		
				デジタル映像表現(隔年開講)	2	○	1～		
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4 以上	情報科教育法Ⅰ ☆	2	◎	2～		
				情報科教育法Ⅱ ※1 ☆	2	◎	2～		

(注)◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

※1 情報科教育法Ⅱは、情報科教育法Ⅰの単位をすでに取得した者だけが履修できる。免許教科「情報」は他の免許教科と異なる点が多いので、課程の履修にあたって教職ガイダンスに加えて各免許教科ガイダンスの「情報」に必ず出席し、状況を理解した上で履修登録すること。

高等学校教諭一種免許状 (情報) 最低修得単位数	教育職員免許法施行規則(第 66 条の 6)に定める科目	8 単位	大学が独自に設定する科目 12 単位	合計 67 単位
	教科及び教科の指導法に関する科目(本項)	24 単位		
	教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目	23 単位		